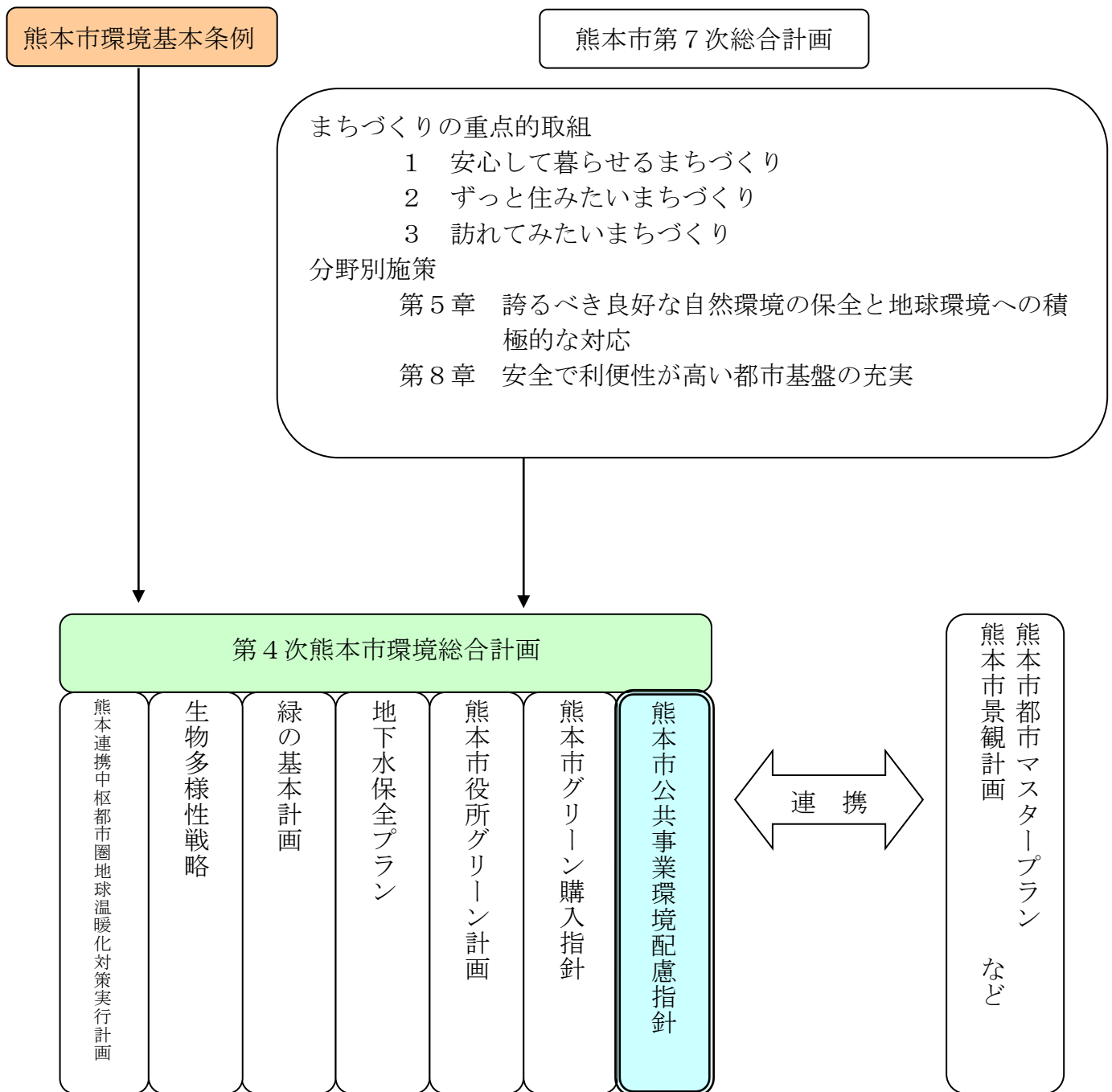
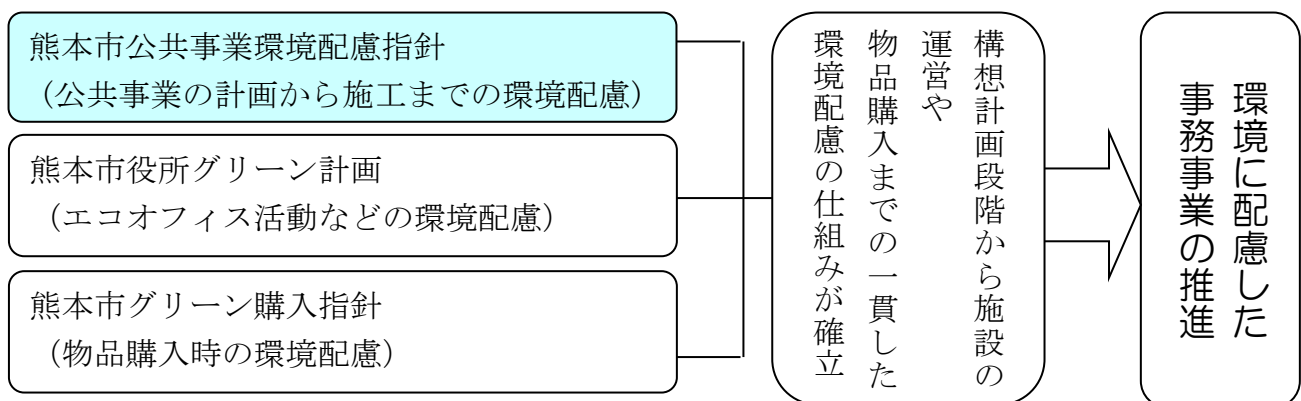


1 熊本市公共事業環境配慮指針と熊本市第7次総合計画等の関係

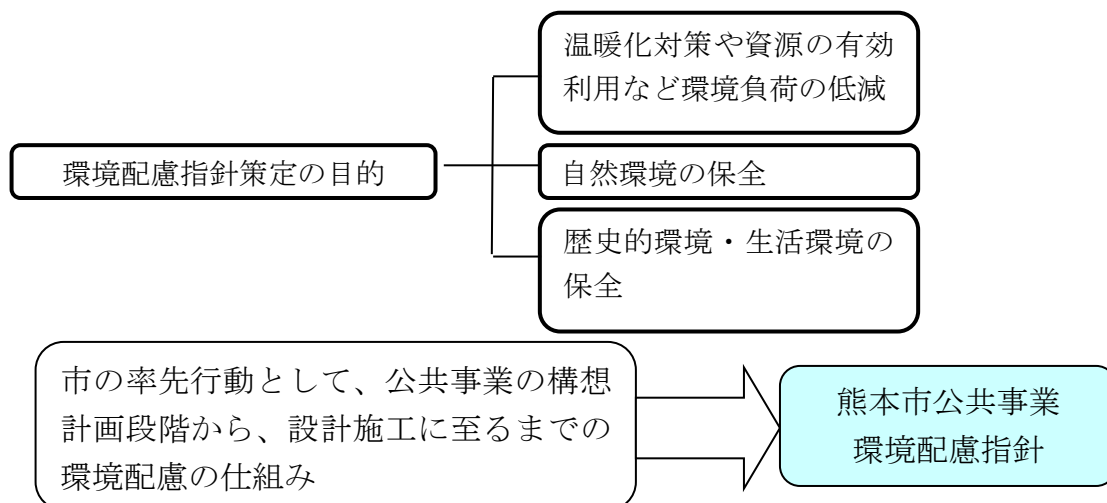


2 環境配慮の仕組み



第1章 環境配慮指針の基本的事項

1-1 環境配慮指針の目的

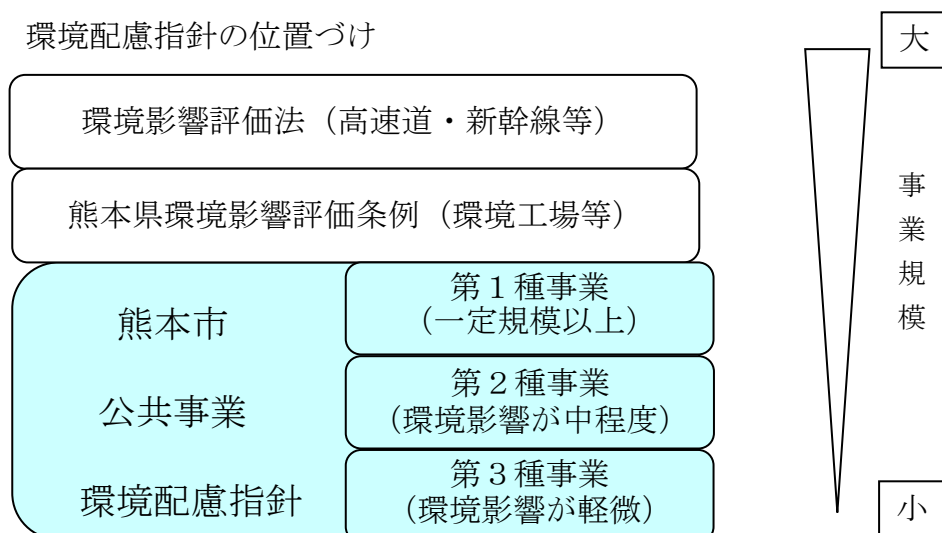


1-2 環境配慮の優先順位の考え方



- (1) 「回避」を最優先とし、環境影響の最小化を図る。
- (2) 「回避」できない場合は、環境影響の「低減」を図る。
- (3) 「回避」もしくは「低減」が困難な場合は、「代償」の措置を検討する。

1-3 環境配慮指針の位置づけ



1-4 環境配慮指針の対象とする事業

- ・本指針の対象事業は、本市が実施するすべての公共事業を対象とする。
- ・ただし、災害復旧事業及び災害の復旧または防止のために緊急に実施することを必要とする事業については、適用しない。

1-5 その他 本指針は必要に応じ、定期的に改訂するものとする。

第2章 環境配慮事項

2-1 環境配慮項目と環境配慮事項

【環境配慮項目】

【環境配慮事項】

温暖化対策・資源の有効利用など環境負荷の低減のための配慮

環境保全型エネルギーの活用及び省エネルギーの推進

【重点配慮事項1・2】

建築物の断熱化の推進

その他温室効果ガスの排出抑制【重点配慮事項3】

CO₂の吸収、ヒートアイランド現象の緩和【重点配慮事項3】

フロンの使用抑制【重点配慮事項3】

雨水利用や中水利用設備、節水機器の導入【重点配慮事項4】

省資源に配慮した建設資材の活用【重点配慮事項6】

建設廃棄物の発生抑制、再資源化、適正処理【重点配慮事項6】

建設発生土の発生抑制、有効利用、適正処理【重点配慮事項6】

自然環境の保全のための配慮

場所（路線）の選定は、地域環境の保全、土地利用等との整合

地下水かん養など自然の水循環に配慮した施設の導入

【重点配慮事項4】

地下水の水質及び水量の保全、土壌汚染の防止【重点配慮事項4】

水質浄化機能への配慮

人がふれあえる水辺環境の創造

生態系を維持するための十分な水量の確保

緑豊かな空間の維持・形成の推進【重点配慮事項5】

貴重な動植物の生息・生育地における改変の回避

生物の生息生育環境の保持

施設照明等による影響の低減

歴史的環境・生活環境の保全のための配慮

歴史的景観の保全

文化財の保護

周辺環境と調和した、良好な都市景観の保全・創造

交通網の整備により交通量の分散化、交通流の円滑化

周辺道路の交通流の円滑化

周辺環境に配慮した道路構造の検討

周辺への大気汚染や騒音による影響の低減

建設機械、車両の稼動等に伴う周辺環境への影響の低減

工事中の汚水・濁水の流出に伴う周辺環境への影響の低減

海面や自然海岸を保全し、水産資源への影響の低減

工事中の濁水の発生に伴う周辺環境への影響の低減

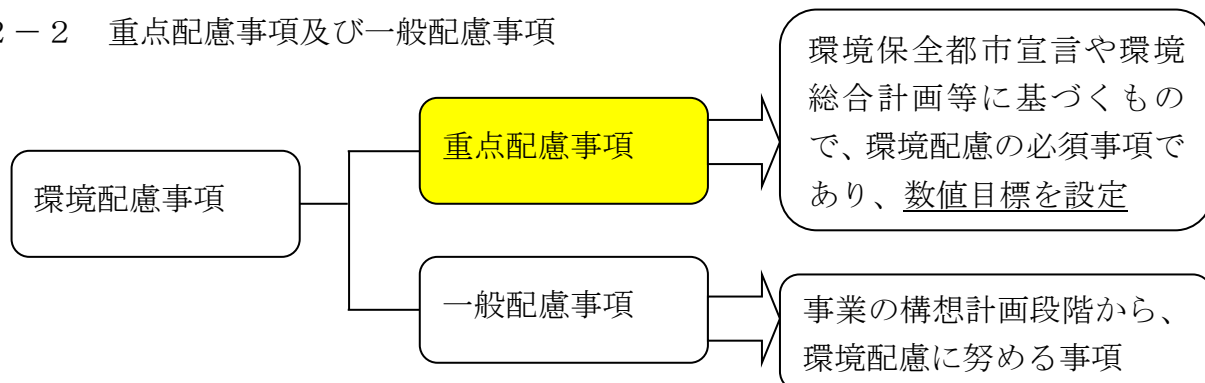
放流先の水環境の保全

電波障害及び日照阻害の防止

悪臭の発生防止などの大気環境への影響の抑制

人の健康に配慮した内装材等の使用の推進

2-2 重点配慮事項及び一般配慮事項



太陽光発電設備



【重点配慮事項 1】環境保全型エネルギーの活用

- (1) 事務所等の新築、改築時は、消費電力量の5%相当を発電する太陽光発電設備を導入する。

【重点配慮事項 2】省エネルギーの推進

- (1) 公共施設の改築及び大規模改修時は、エネルギー消費量の削減が30%以上見込まれるよう省エネルギー型の機器を導入する。
- (2) LED照明を採用する。
- (3) 電気機器は、省エネ法に基づくトップランナー基準に適合した製品等を導入する。

【重点配慮事項 3】その他温室効果ガスの発生抑制

- (1) アイドリングストップの推進及び急発進及び空ふかしを抑制する。

【重点配慮事項 4】地下水のかん養及び保全

- (1) 公共建築物を新築及び改築時は、屋根面積に応じた個数の雨水浸透ますを設置する。
- (2) 歩道及び駐車場を整備する際は、透水性の舗装とする。

雨水浸透ます



【重点配慮事項 5】緑の創出及び保全

- (1) 公共施設の新設時は、施設に応じた緑化を推進する。屋上緑化や壁面緑化についても積極的に導入する。
- (2) 環境保護地区や保存樹木等を保全する。

屋上緑化

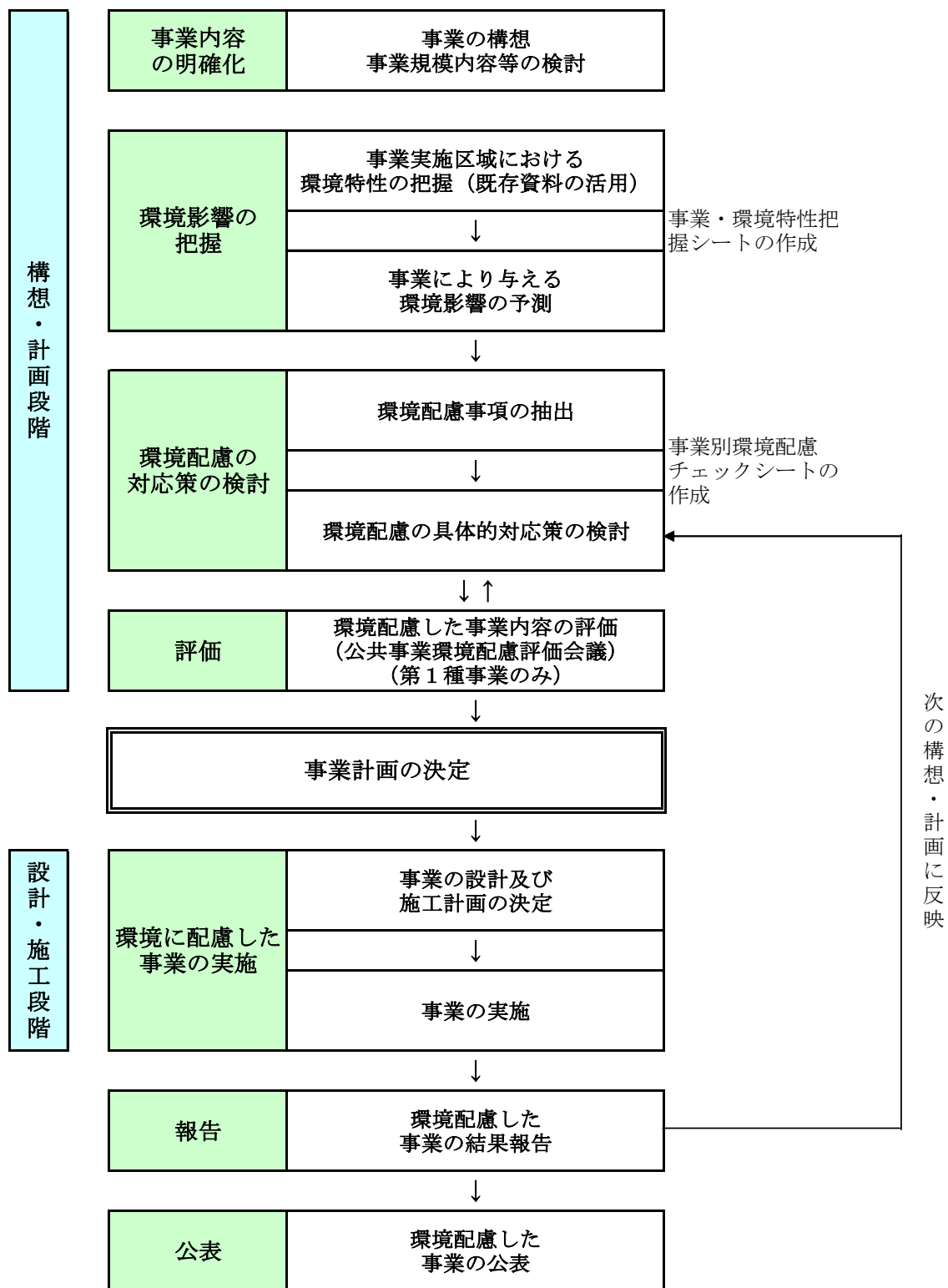


【重点配慮事項 6】建設廃棄物の減量及びリサイクルの推進

- (1) 建設廃棄物の発生抑制に努め、再資源化する。
- (2) 再生骨材、再生加熱アスファルト混合物等を利用する。

第3章 環境配慮の方法

3-1 環境配慮のシステムフロー



3-2 実務フロー

(1) 第1種事業

環境影響が大きいと予想される事業

(事業種類ごとに一定規模以上の基準を設定)

チェックシート等を作成し、公共事業環境配慮評価会議で審議

一定規模以上	道路・街路整備事業	道路の新設又は改築 イ 新設 2車線以上、かつ、1km以上 ロ 改築 2車線以上、かつ、その区間の長さ1km以上のバイパス。又は、新たに車道幅員4m以上を付加する拡幅で、かつ、1km以上
	河川整備事業	整備延長 250m以上
	用排水路整備事業	整備延長 500m以上
	漁港・海岸整備事業	整備延長 250m以上
	軌道整備事業	整備延長 1km以上
	下水道整備事業	処理場の新設（計画処理人口2万人以上）
	水道整備事業	拡張給水面積 1km ² 以上
	建築物整備事業	新築改築の延べ床面積 2,500 m ² 以上
	造成事業	造成面積が 0.5ha 以上

(2) 第2種事業

環境影響が中程度と予想される事業

(工事発注金額が 6,000 万円以上一定規模未満の事業)

チェックシート等を作成し、必要に応じて環境局及び関係課と協議

(3) 第3種事業

環境影響が軽微と予想される事業

(工事発注金額が 6,000 万円未満の事業、または維持補修及び保守点検などの事業)

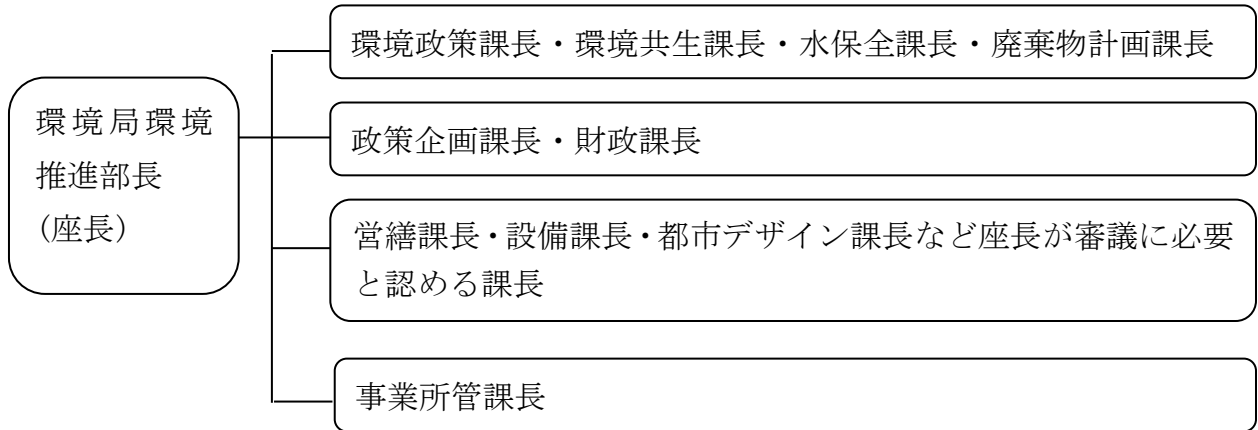
チェックシート等の作成を省略。
ただし、地下水をはじめとする環境に大きな影響を与えるおそれがある場合は、チェックシート等を作成

3-3 事業・環境特性把握シート及び事業別環境配慮チェックシート

事業・環境特性把握シート(2/2) (記載例)									
2.事業実施区域とその周辺の環境特性 (1/1)									
	温暖化対策、資源の有効利用など環境負荷の低減のための配慮	廃棄物の発生抑制・リサイクル	地下水の保全	緑の保全と創出	生物の生息生育環境の保全	歴史的景観・生活環境の保全のための配慮	景観形成	生活環境の保全	
工事の実施	○	○	○	○	○	○	○	○	
施設の利用	○	○	○	○	○	○	○	○	
(1) 計画地の現況									
①交通の現況 計画地の周辺には、国道〇〇号と県道〇〇号が通じている。									
②土地利用の現況 〇〇地区には、住宅が密集しているが、その周辺は水田が占める。									
③水域利用の現況 周辺は、坪井川流域の上流部に位置する。									
④生活関連施設の現況 計画地から500mの位置に、〇〇中学校が存在する。 また、250mの位置に特別養護老人ホーム〇〇園が存在する。									
地下水・河川の状況に関する情報	・坪井川上流に位置し、水質環境基準のA類型に該当する。 ・地下水かん養促進地域に該当する。 ・既存資料では、周辺の地下水位は、地下1.5mである。								
緑の状況に関する情報	・計画地周辺に環境保護地区に指定された地区はない。 ・計画地から500mの位置に、保存樹木である〇〇の木がある。								
生物の生息に関する情報	・熊本県レッドデータブックによると、計画地周辺に貴重な動植物は、見当たらない。								
文化財の分布に関する情報	・計画地周辺に、文化財に指定された史跡等はない。 ・計画地の一部が、埋蔵文化財包蔵地に該当する。								
都市景観に関する情報	・計画地周辺に、熊本市都市景観条例に基づく景観形成地区や景観形成建造物はない。								
生活環境保全に関する情報	・計画地は、騒音に関して、環境基準AA類型、規制基準第1種区域に該当する。 ・計画地は、振動に関して、規制基準第1種区域に該当する。								
(4) その他特記事項									
(備考)記入にあたり参考とした資料は添付する。									

事業別環境配慮チェックシート (記載例)									
①道路・街路整備事業									
事業名		〇〇道路整備事業		事業が該当する段階の★印を記載する。		環境配慮を行う段階にチェックをつける。		計画・設計	
事業箇所		〇〇1丁目～〇〇3丁目				チェックの段階		計画・設計	
工期		平成〇年〇月～平成〇年〇月						工事	
環境配慮項目	環境配慮事項	配慮目標	具体的対策	事業の検討が完了した段階(★印)を記載する。	計画	設計	工事	配慮結果	配慮を行った具体的対策 or 配慮できなかった理由
温暖化対策、資源の有効利用など環境負荷の低減のための配慮	(1)環境保全型エネルギーの活用及び省エネルギーを推進する。	① 省エネルギー型の照明・街路灯など省エネルギーの推進	② その他()	★				○	
	(2)その他の温室効果ガスの排出抑制を図る。	① 立体交差化等の検討	② アイドリグストップ、急発進、急減速の抑制	★				?	③工事請負業者に対してアイドリグストップ等の指導を実施する。
	(3)CO ₂ の吸収、ヒートアイランド現象の緩和を図る。	① 緑地帯や植樹帯などの整備	② その他()	★				○	
	(4)省資源に配慮した建設資材を活用する。	① 再生骨材、再生加熱アスファルト混合物等の利用	② 金属型枠の使用	★	★			○	再生骨材、再生加熱アスファルトを100%使用した。原則的には、金属型枠を使用した。一部は、既製品では対応できない。
	(5)建設発生物の発生抑制、有効利用、適正処理を図る。	① 建設発生物の発生抑制	② 建設発生物の有効利用	★	★			○	記入⑤：環境配慮を行った内容又は配慮できなかった理由を簡潔に記入するとともに、次の段階で想定される検討すべき事項があれば、それについても記入する。
	(6)建設発生物の発生抑制、有効利用、適正処理を図る。	① 建設発生物の発生抑制	② 建設発生物の有効利用	★	★			○	
	(7)地下水かん養など自然の水循環に配慮した施設を導入する。	① 地下水かん養など自然の水循環に配慮した施設を導入する	② 緑地帯の確保	★				○	
	(8)地下水の水質及び水量の保全、土壌汚染の防止に配慮する。	① 地下水の水質及び水量の保全	② 土壌汚染の防止に配慮する	★	★			○	地下水質に影響がないよう、セメントミルタ工法を採用した。
	(9)緑豊かな空間の維持・形成を推進する。	① 緑豊かな空間の維持・形成を推進する	② 緑地帯の確保	★	★			○	緑地帯は、土壌環境基準を満たすものを導入させた。
	(10)緑豊かな空間の維持・形成を推進する。	① 緑豊かな空間の維持・形成を推進する	② 緑地帯の確保	★	★			○	

3-4 公共事業環境配慮評価会議



【公共事業環境配慮評価会議における審議事項】

- 1 環境特性に対応した環境配慮事項の妥当性
- 2 環境配慮事項に対する具体的対策の妥当性
- 3 事業費の妥当性
- 4 年間の環境配慮の実施状況の評価

3-5 環境配慮実施状況の公表

事業所管課から
チェックシートの作成件数及び事業名
重点配慮事項の実施例の提出

事務局において、取りまとめ
公共事業環境配慮評価会議にて報告
し、公表する。

- 【公表の内容】
- 1 環境配慮した事業の件数及び事業名
 - 2 環境配慮の具体的対策事例

第4章 環境配慮技術

環境配慮の具体的対策事例について、環境配慮事項ごとに例示。技術革新や新たな事例については、随時更新予定。

例 指針32頁

A 温暖化対策・資源の有効利用など環境負荷の低減のための配慮

1. 環境保全型エネルギーの活用及び省エネルギーを推進する。

対象事業 凡例：■対象 □対象外	☒ 道路 ☒ 下水道	☐ 河川 ☐ 水道	☐ 用水路 ☐ 建築物	☐ 海岸 ☐ 造成	☐ 軌道
-------------------------------	---	--	--	--	-----------------------------

【基本事項】
 公共施設の新築及び改築においては、太陽光発電などの環境保全型エネルギーを積極的に活用するものとする。また、施設の改修等については、一定の省エネルギー効果が得られるような省エネルギー型機器の導入に努める。なお、公共施設等においては、省エネルギー型建築物となるよう自然採光を取り入れるなどの工夫を行う。

環 境 配 慮 技 術

計	政	工	事
★	★	★	太陽光発電など環境保全型エネルギーの活用 ●一定規模以上の事務所等の新築、改築時においては、所内で使用される電力消費量の5%に相当する発電能力をもつ太陽光発電設備を導入する。 ●浴室、プール等の設備を併設する際には、太陽熱温水器の設置も併せて検討する。 ●その他施設の規模、用途に応じ、次のような環境保全型エネルギーの活用を推進する。 ・温水を利用する施設での配慮・・・太陽熱温水器の設置 ・電気及び温水を利用する施設での配慮・・・天然ガスコージェネレーションの導入 ・環境工場における配慮・・・ごみ焼却の廃熱を利用した発電設備の導入 ・下水処理場における配慮・・・消化ガスの有効利用 太陽光発電（ウエルバルクまもと）  太陽光発電（環境総合研究所） 